

岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉施設等職員休暇取得支援事業 実施要綱

第1 目的

新型コロナウイルス感染症の発生を背景に、小学校等の臨時休業、障がい福祉施設等で働く職員が新型コロナウイルス感染症に感染すること等により、当該職員の出勤が困難となった場合に、職員が不足する障がい福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、障がい福祉施設等のサービス提供を継続するため、障がい福祉施設等を運営する障害福祉サービス事業者等が要する経費等を支援することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、県内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第11項に規定する障害者支援施設において同条第1項に規定する施設障害福祉サービスを行う事業、同条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、同条第7項に規定する障害児相談支援事業並びに同法第42条に規定する障害児入所施設及び同法第43条に規定する児童発達支援センターを運営する事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

第3 事業内容等

- (1) 補助対象事業は、次の事由により障がい福祉施設等の職員の出勤が困難となった障がい福祉施設等に対し、サービス提供を継続するために職員等を派遣する事業とする。
 - ア 小学校等の臨時休業により養育する子を保育する目的で障がい福祉施設等の職員が休暇を取得したとき。
 - イ 新型コロナウイルス感染症に感染すること等により、障がい福祉施設等の職員の出勤が困難となったとき。
- (2) 障害福祉サービス事業者等から提出された「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉施設等職員休暇取得支援事業計画書」（様式1）に基づく職員等派遣に要する費用を補助する。
- (3) 県は、本事業により職員等を派遣した障がい福祉施設等に対し、その派遣状況について、「岐阜県新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉施設等職員休暇取得支援事業実績報告書」（様式2）により、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して1月を経過した日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

第4 補助額

派遣する職員1人当たり上限5万円

第5 補助率

10分の10

第6 補助対象経費

- (1) 派遣する職員に係る次の経費（派遣する職員の人件費を除く。）
旅費、損害保険料等
- (2) 職員の派遣に当たり、事業所間の調整に要する次の経費
賃金、旅費、需用費、会議費、使用料、賃借料、役務費、委託費等

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。

なお、令和2年度については、4月1日から6月30日の3か月間に係る経費のみを対象とする。

第7 その他

補助対象経費のうち、県から他の補助金等の交付を受けているものについては、本事業の補助対象としない。

第8 経費の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。